

3-10. 漏えい等報告等

※個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室（法制室）令和5年1月作成
「個人情報保護法の概要（地方公共団体職員向け）より抜粋

委員会への報告

- 行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、**当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。**（法第68条第1項）
 - ① **要配慮個人情報に含まれる保有個人情報**（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、本頁において同じ。）の**漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ② **不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ③ **不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ④ **保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ⑤ **条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態

※各地方公共団体の条例において条例要配慮個人情報を定めている場合のみ
- 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、**速やかに**、委員会への報告を行わなければならない。【速報】
- 行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え、**当該事態を知った日から30日以内**（上記③に該当する事態においては60日以内。③の事態に加え、上記①、②又は④の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会への報告を行わなければならない。【確報】
- 委員会への漏えい等報告については、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。

本人への通知

- 行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない。（法第68条第2項）